

全国初 行政財産の貸付による利活用を実施

～ 都税事務所駐車場を民間に貸付けてコインパーキングを開始～

東京都は庁舎等の空き床や敷地を貸し付けるなど効率的な財産の利活用を推進しています。この度、全国初の取組として、行政財産を民間事業者へ貸し付け、都税事務所の来庁者用駐車場を24時間営業のコインパーキングとしてオープンすることとしましたので、お知らせします。

来庁者駐車場のコインパーキング化について

1 コインパーキング化する都税事務所と利用開始日

- ・荒川都税事務所 平成19年6月20日(水)から
- ・中野都税事務所 平成19年6月25日(月)から(予定)
- ・新宿都税事務所 平成19年7月9日(月)から(予定)

2 コインパーキング導入の効果

- (1) 開庁時間外(夜間・土日祝)は一般駐車場として利用できます。
- (2) 開庁時間は来庁者の利用を優先し、無料駐車券を発行して、来庁者の利便性を確保します。
- (3) 地域の違法駐車対策に寄与します。

3 借受事業者

パーク二四(株)(「公募型企画提案方式」により選定)

今後の行政財産の利活用について

今後も、来庁者駐車場のコインパーキング化を進めるとともに、緑の創出や環境負荷軽減など都の施策実現を条件に民間への貸付を行い、積極的に行政財産の利活用を進めてまいります。

(問い合わせ先)

都有財産の利活用について

財務局財産運用部管理課 (電話) 03-5388-2729

都税事務所の貸付、公募について

主税局総務部経理課 (電話) 03-5388-2943

都税事務所コインパーキング化のイメージ(整備後)

新宿都税事務所



中野都税事務所



荒川都税事務所



東京都の行政財産の利活用についての取組

1 取組の背景

- (1) 平成18年度から始まった公会計制度改革により、コスト意識を持った財産運用が求められています。
- (2) 「10年後の東京」が策定され、緑化や環境対策などの施策の実現が課題となっています。
- (3) 地方自治法が改正され、行政財産の余裕スペースを民間事業者へ貸し付けることが可能になりました。

2 取組内容

- (1) 都庁全体へのアピール
利活用の取組の重要性を全庁に向けてアピールし、職員のコスト意識の涵養を図るため、財務局による庁内WEBを活用した情報の発信とサポートを行っています。
- (2) 現地調査による利活用財産の把握
財務局による各局行政財産の調査と洗い出し
今年度から各局が財産を「自己点検」する制度を創設
- (3) 具体的な取組
二輪駐車場の整備（重点路線3カ所整備）
都営住宅敷地の貸付（4カ所入札、今後も実施予定）
来庁者駐車場のコインパーキング化（3カ所で契約済み、今後も実施予定）
- (4) 今後の取組
荷さばき駐車場の整備
緑や環境施策と連動した貸付 など

地方自治法の改正

自治法改正により、行政財産の貸付範囲が拡大し、行政財産を民間へ貸し付けることが可能になりました。

（H19年3月法施行）

